

# 豊田市 農業委員会だより

今ある農地を活かし、守り、残す、  
農地利用の最適化を進めるために

第14号  
平成31年3月1日発行



農地利用最適化を推進するため、市内6地区で地区農業委員会を開催しています

豊田・高橋地区的地区農業委員会です。農業委員と推進委員で連携し、地区の課題は地区で解決しようと話し合いを進めています。

# 遊休農地はどうなっているの

遊休農地は減つてゐるの  
増えているの

遊休農地の面積は統計数値上は減つて  
きています。平成27年度から市内全農地  
の利用状況調査を実施していますが、そ  
の結果は次のとおりです。

遊休農地の推移	
平 27 年度	449ha
平 28 年度	523ha
平 29 年度	460ha
平 30 年度	388ha

注：農地法の遊休農地  
(1号・2号遊休農地)  
を合算した数字です。

## 農地利用状況調査 の方法と結果

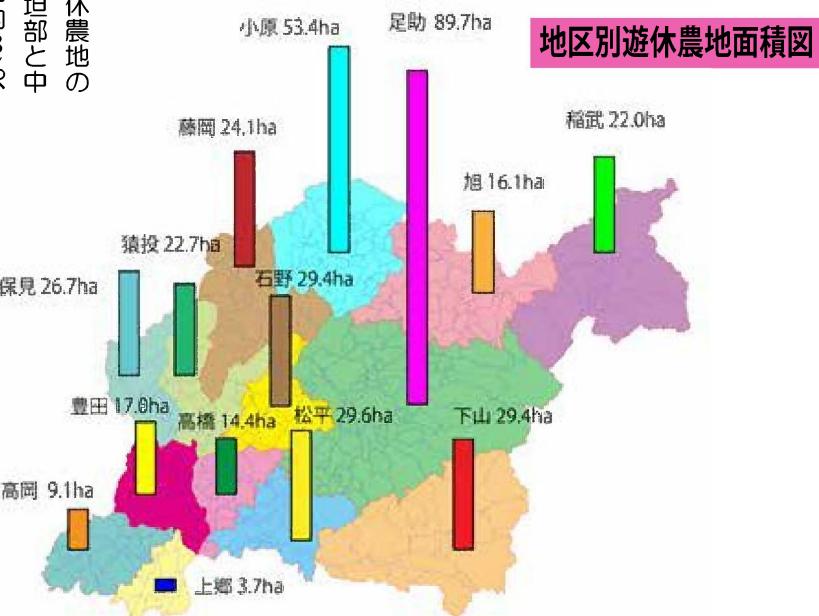
農地利用状況調査は、すべての農地を  
対象に実施します。平成30年度は、7月  
から9月にかけて調査を行いました。こ  
の調査は毎年度行っています。農地利用

## 遊休農地の 地域的な 特徴は何か

調査対象農地面積に対する遊休農地の  
割合は、約6%です。これを平坦部と中  
山間部に区分してみると、平坦部約3%、  
中山間部約9%と、3倍の差があります。

平成30年度調査結果	
適正農地	6,281.1ha
1号遊休農地	321.5ha
2号遊休農地	66.0ha
山林化した農地	820.5ha
転用	727.8ha
その他	81.1ha

1号遊休農地：管  
理されてなく  
生には大がかりな  
整備が必要な農地  
2号遊休農地：管  
理不十分。草刈り  
等で容易に利用が  
図れる農地



また、数値上では遊休農地が減少してい  
ますが、山林化した遊休農地を地目変更  
したことによる影響があります。現実的  
には、高齢化による耕作放棄、獣害によ  
る耕作放棄等遊休農地の増加要因が高  
まっています。

## 遊休農地とは そもそも何なのか

### 豆知識

耕作放棄地、荒廃農地、遊休農地等  
類似の言葉がありますが、どう異なる  
のか考えてみましょう。

#### ■耕作放棄地

一番はじめ深い言葉ですが、定義は無  
く、農林業センサスで使われ、所有者に  
耕作する意思が無い農地を意味します。

#### ■荒廃農地

農林行政上の用語で、未耕作地を再  
生不可能な農地と再生可能な農地に区  
分します。農地の活用を意図しています。

#### 耕作放棄地 (範囲が広い、一般的用語)

##### 荒廃農地 (A分類)

再生可能な農地

##### 荒廃農地 (B分類)

再生不可能な農地

#### 遊休農地

#### 森林・原野化しているもの

周辺と比べ  
著しく  
低利用農地

簡単に作  
業で営農  
再開可能

大がかりな整  
備により営農  
再開可能

# 遊休農地解消の具体的な指針

- 農業委員会等に関する法律により、農地利用最適化推進の指針を定め、公表することになっています。
- 平成35年を目標とし、農業委員及び推進委員の改選期である3年ごとに検証・見直しを行います。
- 豊田市のホームページで全文を見ることができます。

## 平成35年2月までに半減目標

【遊休農地の解消目標】

区分	管内の農地面積（A）	遊休農地面積（B）	遊休農地の割合（B/A）
現状 (平成30年2月)	6,560ha	459.8ha	7.0%
3年後の目標 (平成33年2月)	6,380ha	321.8ha	5.0%
目標 (平成35年2月)	6,260ha	229.9ha	3.7%

注1：管内の農地面積は、「耕地及び作付面積統計」における耕地面積です。

注2：遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地利用状況調査により把握した、第32条第1項の1号及び2号に該当する総面積です。

注3：管内の農地面積は60ha/年の転用等による削減を見込みました。

### 遊休農地発生防止・解消の具体的な推進方法

指針の中では、次の3点を重要な推進事項として掲げています。

#### ① 遊休農地の早期発見と発生防止

「農地の利用状況調査」を、推進委員及び農業委員の連携において毎年実施します。その結果を分析の上、農地利用意向調査を実施、更に、農家の戸別訪問により、農地所有者の意向を把握して遊休農地解消の支援をします。農地パトロールについても、農地利用状況調査の時期に関わらず、違反転用の発生防止・早期発見等、農地の適正な利用の確認に関する現場活動として、適宜実施します。

#### ② 農地中間管理機構との連携

農地中間管理機構へ貸出を希望する農家は、推進委員による紹介、またはあいち豊田農協を通じて、農地地中間管理機構への手続きが行えるようになります。

#### ③ 非農地判断

山林化した農地は非農地通知で、簡便に地目変更手続きができるようになります。

## 農地利用状況調査 活動紹介

平成30年度の利用状況調査に合わせ、委員の皆さんのが遊休農地の保全管理について、地主さんにお願いをしました。その活動結果を紹介します。

### 下山地区



農業委員（下山田代町）  
浅見富士男さん  
(職務代理人)

### 多くの地主さんのご協力をいただきました

■ 私の受け持った調査面積は約69haで、筆数は約千筆でした。この内の238筆について草刈り等の保全管理をお願いしました。地主さんも良く協力していただき、遊休農地の発生防止になりました。調査は短期集中型で、自分の農作業期間が終了した後に実施しました。10日間はぶつ続けで調査をします。

■ 相談を受けた農地や、前回の意向調査結果を頭に置き、現地を順番に調査します。私の地区では1人で調査を担当しています。指導の結果について、管理されているかどうかの再確認もします。協力いただいた農家さんは感謝申し上げます。

### 豊田地区



推進委員（京町）  
中根 甫さん

### 戸別訪問で依頼しました

■ 8月に最初の調査を行い、草が伸びている農家に戸別訪問をして、草刈りを依頼しました。不在の農家には電話をかけやすいために現地を再確認しています。10月に現地を再確認しています。69筆、約7haの農地が地主さんの努力で保全管理されました。

### 高岡地区



推進委員（竜神町）  
勝田清秋さん

### 遊休農地は全て写真記録

■ 現地調査は7~8月に行い、遊休農地と思われる農地は全部写真に記録しておきます。9月末に2回目の調査を行います。その時必要な農家の声をかけます。調査時期で、判断が異なるのは課題です。自分の農地は模範となるようしっかり草刈りをしています。

# 推進委員が語る 遊休農地の現状と 解消への思い

## 上郷地区



推进委員(和会町)  
天野末広さん

多面的機能交付金団体と連携して遊休農地を解消

■遊休農地の現状について  
地区内の農業振興地域内の農用地における遊休農地は極めて少ないものの、一部において見受けられます。

■地元での遊休農地に対する取組  
私の地元の中和会自治区内の遊休農地への取組を紹介します。地元では、平成19年度から農業組織・自治区・各種組織を構成員とする「中和会水土里の会」が、多面的機能支払交付金の助成を受け、遊休農地を対象に①年2～3回の草刈り作業の実施（3か所）、②景観作物のコスモス栽培と観賞会（11月第1日曜日）の実施により、農地を農地としての維持、遊休農地の解消と自治区住民の交流促進が継続的に取り組ま

れています。今後とも、この会と連携して遊休農地に対する取組を進めていきたいと考えています。

## 高岡地区



推進委員(駒場町)  
神谷幹夫さん

直接電話でお願いしたり環境保全団体の草刈り支援を調整しました

■無栽培の管理農地が多い地区  
私の担当する駒場町、生駒町は全市街化調整区域です。住宅街の家と家の間に点在する土地が大半を占めています。全436筆の内、119筆70・3%が無栽培の管理地、27・3%が野菜、花、果樹等の栽培がされています。荒廃農地は8筆1・8%です。

今年は、各地区担当の農業委員、推進委員から管理のお願いをすることになりしました。管理出来ない農家を訪問してお願意ですが、一部の農家に電話にてお願いしました。ご理解頂き早々に草刈りを実施した農家もありましたが、どこか草刈りをしてくれるところを紹介してほしいと要望もありました。多面的機能交付金活動のメンバーに相談したところ、草刈りを実施することを確認できました。今年中には草刈りを実施する予定です。逐次荒廃農地の解消に取組んで行きたいです。また、栽培されていない農地の栽培にも糸口を見つけていく活動を模索していきたいと思います。

## 小原地区・安藤満郎さん



獣害や遊休農地の解消は進んでいません  
農地環境の整備が必要

## 高橋地区



推進委員(扶桑町)  
築山正樹さん

■私の取組  
昨年までは、荒廃農地の所有者に農業委員会から管理のお願いを通達していましたが、なかなか解決できないのが実情です。

■これから の課題  
高橋地区では、個々の農地は狭く小規模農業が中心です。今後の課題として、小規模でも安定した収入が得られる農業環境。また、徹底した獣害対策で安心して農業が続けられる環境づくりをして、次の担い手になる人達に入つてこられやすい環境を作らなければなりません。

## 地区的現況

■中山間地農業の実態  
足助地区は、小さな集落の中山間地域です。農業従事者の年齢も70歳から80歳が主流です。農業後継者の実情として、現役從

## 足助地区



推進委員(東大島町)  
林 久司さん

後継者不足と  
集落中心農地の  
保全だけで手いっぱい

中山間地域等直接支払交付金  
多面的機能支払交付金

遊休農地の解消に個人的勢力でいくつかり同様に、集団の共同活動や団体の支援で解決して行く方法は、これからとても重要になります。中山間地域等直接支払制度、多面的機能支払交付金制度をうまく活用することで、遊休農地を解消する有効な手段になります。遊休農地の解消は手間のかかる活動なので、制度を利用して団体でも敬遠しがちになります。意識してこの制度を活用することが、地域の農地環境を高めることになります。

この制度を活用した遊休農地の解消方法

## 中山間直払の事例 旭地区 大坪町

目立つ県道沿いの耕作放棄地解消をきっかけとして、集落全体が参加する共同活動を展開

● 大坪町が中山間直払制度の利用をしたのは平成30年度からです。中山間地では遅い利用です。今までは町内の農地保全チームで農地維持に取り組んでいましたが、遊休農地の増加が目立つてきました。中心部の田立つ所にも遊休農地が発生しました。制度利用の目的に、遊休農地解消を掲げ、「共同活動」で当初から取り組みました。また

## 面的支払の事例 保見地区 保見町

荒廃農地  
遊休農地の  
解消を  
当初から  
活動計画に



▲チェーンソーで木を伐採、木株はユンボで掘り起こしました。現在も保全管理実施。

団塊世代の高齢化で  
今後耕作放棄地が増加  
集落営農と獣害駆除推進

■岡山の洋菓子

小原地区は、小規模農家が点在し、「小子高齢、過疎化」が急速に進展する中山間地です。農業従事者のほとんどが高齢者で、

地です。農業從事者のほとんどが高齢者で、後継者がない。その利用する農地は、ほ場未整備農地、狭小農地が多く、ほ場整備農地であつてもほ場整備後年数が経過したため、排水機能が低下し機械農業に支障を及ぼしています。さらに、鳥獣の繁殖が著しく鳥獣害対策に多くを費やすも効果は望めない状況下にあります。農業放棄者が増加し、農地の荒廃が進展するなどの特性を有していると思っています。

小原地区



推進委員（小原田代町）  
安藤満郎さん

事者からは、「若者は、子供の教育を考え市街地へ出ていき、まあ帰つてこんど思う。自分らの代で終わつてしまつ。」「農機具の老朽化が進み設備が壊れるか、自分が出来なくなるか、どちらかは分からぬが、どちらにしても農業を継続していくことは難しい。」と言う声がよく聞かれます。

■保全する農地と草刈りだけの農地

農地は各集落の中心部であつても、2反あれば大きな農地であり、1反以下の農地が主流となつています。中心部は、各集落

の農業従事者が協力し合つて農地の保全を行っていますが、中心部より離れた山間部農地（谷側）は、耕作放棄が進んできています（日照不足、水の確保、猪、鹿などの鳥獣被害）。作付しても、反当たりの収穫量5俵、経費は反当たり10万円、農地の立て条件から法面（畦）が大きく、草刈りだけでも大変な労力を費やしています。このような実態の中で、現在は草刈りだけでもできる農家には、草刈りだけ実施していたらよくしているのが現状です。

## ■私の考える遊休農地対応策

(1)集落（集団） 営農の推進＝いわゆる団塊の世代が高齢化し、耕作放棄につながること数年で、遊休農地が急速に進展することが予測されます。担い手に敬遠される「狭小農地」、ほ場未整備農地、鳥獣被害等の現況に対応するには、集落内の耕作条件を満たす農地を選定し、選定した農地に力を集中させ、低下した個人の力を集中する施策、たとえば「集落（集団） 営農」を推進することが最善の方策ではと考えます。

②鳥獣被害対策の推進＝鳥獣被害は、大き

な農業放棄要因の一つです。その対策として、狩獵免許取得に補助制度が取り入れられ、有害駆除が奨励されているが、有害駆除と狩獵が混在し、狩獵期間中は有害駆除が除かれ、別に狩獵者登録（有料）をしなければ有害駆除ができるのが、本市の現況制度です。他県では、年間を通じた有害駆除制度が取り入れられ、駆除の徹底が図られていることから、これら制度の見直し、「守りの施策（ワイヤーメッシュ）」と「攻めの施策（駆除）」を徹底し、鳥獣の絶対的個数を減少させる施策を推進することも必要だと考えます。

## 委員さんの活動紹介

### 高岡地区前林町

■遊休農地問題は

水田だけではありません。  
果樹園地や温室栽培農地でも  
多くの課題があります。



高岡地区推進委員 (高丘新町)  
柘植 學 さん

■高岡地区は、法人による  
大規模農業経営が行われる  
農業振興地域です

■高岡地区は、トヨタ堤工場、高岡工場を中心とした工場地帯です。昨今、豊田南インターの利便性に伴い、物流基地化し、今後ますます産業化が進行していく地域です。農業は、平坦な水田地帯で、農地の土地改良や区画整理された農業、露地野菜栽培もされていますが、農地の大半は農地所有適格法人である(株)中甲が大型機械を駆使し、営農管理を行っています。今後は、個人農業者の高齢化に伴い、農業離脱がますます進んでいくと思われます。



▲応急措置として、ビニールを手際よく取り除く作業



▲一汗かいた後は満足感があります。全員で記念写真撮影。

## 温室栽培の後継者が いないことにより 地域に生じた課題

ところ、その深刻さに驚き、農地所有者と耕作者に会い、対策を協議しました。

■このビニール温室の面積は約30アールで、かつてはハウスぶどうを栽培し、ぶどうの収穫・出荷の時期には、毎年中日新聞に掲載される等、大変地域では有名な温室経営農家でした。経営者が6年前に病気で亡くなり、後継者もなく、相続者はビニール温室を借りてくれる耕作者を探しましが、直ぐには借り手がなく管理が手薄な状態でした。

■そうした中、農ライフ創生センターで農業を学習された定年退職の方がぶどう栽培に新規参入しようとの農園を借りました。20アール程のぶどうを新植ましたが、技術や経営のノウハウがマッチしなかつたのか、管理不足農園となり、ビニールも老化したままとなっていました。

■20アール程のぶどうを新植しましたが、技術や経営のノウハウがマッチしなかつたのか、管理不足農園となり、ビニールも老化したままとなっていました。

### 耕作放棄地解消への糸口に

■高岡地区的農業委員、推進委員、農業委員会事務局とも協議をし、耕作放棄農地の適正な利用管理を支援する現地活動として、ビニール温室の応急処置作業を実施することになりました。活動日は、11月1日午前9時より2時間程、農業委員、推進委員、農業委員会事務局、前林区長、副区長、土地改良管理区長を始め、地主他隣接住民の方々の協力を受け、20名程度で引き裂かれたビニール、つる草、古い資材の整理作業を行いました。多数の協力者の願いが農園耕作者への奮起を促す原動力になり、耕作放棄地解消につながればと思います。

■今回の実例からも、農業、農地を守ることは、地域生活環境を守ることに繋がると考えます。特に個人経営農家は高齢化を迎え、次世代承継が困難になり、耕作放棄地解消等の農地利用最適化は更に重要な取組になると思います。（柘植學・記）



前林町

## 足助地区西桜尾町・上切山町



足助地区農業委員（西桜尾町）  
伊藤政和 さん



足助地区推進委員（月原町）  
宇井正法 さん

■ 10年後の中山間地の農業は継続できるのか  
高齢化する2集落の話し合いを進めています。

## 集落の大手担い手は、幸いにも 地元の農業委員。 推進委員と連携して、地元集落の 農地利用最適化を進めます。



▲ 話合はまだ初期段階、今後月1回は継続に集会を開催する予定



西桜尾町・上切山町

### これから話し合いが継続が 農地利用最適化へのカギ

足助地区西桜尾町と上切山町の有志の皆さん  
さんが会合を初めて持ったのは、平成30年  
7月のことでした。西桜尾町の大手担い手  
農家でもある農業委員の伊藤政和さんが集  
落の今後の農業をどう守るかを心配してい  
たことが契機でした。隣集落である上切山  
町の安藤勲さんは懇意であり、かねてより  
農地・農業をどう守っていくかについて  
話し合っていました。伊藤さんは農業委員  
会を通じ、地元での話し合いを持つことを  
決意し、地区の農地利用最適化推進委員の  
宇井正法さんと連携して、西桜尾の集落施  
設「和の里」での会合開催を計画しました。  
初会合には、呼びかけに応えた西桜尾町・  
上切山町の有志13人と、農業委員会、市農  
政課、農地中間管理機構、農協の皆さん  
参加しました。農業委員会から當農組織等  
の説明を受けた後、伊藤さんを中心に話し  
合いを行いました。両町は隣接集落であつ  
ても農業上の交流は全くなかつたとのこと



▲ 農協、愛知県職員の方も参加してアドバイス

### 多様な意見を集約しながら 當農組織のあり方を検討

平成30年11月、2回目の会合を開催しました。なお、直前には農業委員会と西桜尾町有志で西桜尾の状況を協議しました。2回目会合では、農協の三橋豊さんが當農組織設立の基礎知識を説明、各自の意見や質疑を中心に話し合いを進めました。機械所有のあり方、複数のオペレーターの確保ができるか、話し合いは有志だけでなく集落全員が必要、當農組織設立で本当に楽になるのか等・・・多様な意見が出ました。今後毎月1回は話し合いの機会を持つことで一致しました。

■ 農業委員・推進委員が当事者となり、地元集落の農地利用最適化を進めるることは、改正農業委員会業務の主旨であります。農業委員会として今後も最適化推進への支援を続けると共に、期待をさせていただき  
ます。（農業委員会会長 横益鈴・記）

## ■常設審議会での審議について

毎月1回、愛知県三の丸庁舎において、県内各農業委員会からの農地法等に係る諮問に対する答申を審議する仕事がある。いわゆる3千㎡超えの農転審査である。件数の多いときは2時間はかかることがある。事務の主管は「愛知県農業会議」が行っている。参加委員は、地区代表の農業委員会会長、農業関係団体代表、市町村長代表等28人の構成となっている。また、その時々の課題について協議、方針作成等のための審議会が開催されることもある。

## ■全国農業委員会会長代表者集会への参加

平成30年11月29日に、東京都で開催された全国大会に参加した。この日は朝6時出、夜8時帰宅の強行日帰り出張となる。内容は、事例検討や要請決議採択等になる。話題は農地利用最適化推進に係るもののが中心である。情報としては、特に中間管理機構の役割見直しが多い。農地利用円滑化事業による利用権設定も、中間管理機構への統合を進めて行く説明があった。

(農業委員会会長 横査 鈞)

## 委員研修でレベル向上

## JAあいち豊田の営農施策講演会開催

12月25日、JAあいち豊田の小山常務を招いて講演会を開催しました。このような講演会は初めての試みで、JAあいち豊田の営農施策や思いを学ぶ機会となりました。講演は、「農家所得の向上と、地産地消の推進により持続可能な農業の実現」を目指す全体ビジョン説明、平坦地域・中山間地域別の具体的取組内容等が語られました。

■平坦部については、ブロッククローネーションの重要性、施設園芸生産地化への強い思い等が話されました。中山間地域については、集落営農推進や赤とんぼ等への取組等が話されました。最後に、JAあいち豊田は地域に根ざした存在として、農家、行



▲推進委員・農業委員54名、愛知県等来賓、農業委員会他の職員13名が参加して、1時間半の講演を熱心に聞きました。



▲熱弁をふるう、小山克弘常務理事さん

政、農業委員会と連携し、地域の農業振興を進める」と話されました。

## 農地利用最適化推進研修会に参加

愛知県農業会議と中間管理機構主催による大規模な農地利用最適化推進研修会が県下4会場で開催されました。豊田市農業委員会は、9月14日開催の西三河総合庁舎(岡崎市)での研修会に参加しました。事例発表として、下山地区推進委員の倉地雅博さんが、4人の発表者の一人として発表を行いました。一般研修に合わせ、各市農業委員会の具体的取組が参考になりました。

農業委員会では、毎月開催の農業委員会総会において転用案件等を審議します。4月から12月までの調整区域内転用件数は、第4条(地主が農地以外に利用)が23件で、面積は約1万7千㎡、第5条(地主以外が農地以外に利用)が21件で、面積は約21万8千㎡でした。届出制の、市街化区域内転用は、第4条が41件、約2万5千㎡、第5条が183件、約7万4千㎡でした。また、農地等を農地として売買や貸借する第3条の件数は、49件で、面積は約6万4千㎡でした。その他、納税猶予の適格者証明5件、生産緑地の主たる従事者証明5件等を審議しました。

■申込み・問合せ  
JAあいち豊田  
(TEL31-23326)

## 農業者年金加入のご案内

## ●積み立て方式の年金

■加入できる人 ①60歳未満 ②国民年金第一号被保険者 ③年間60日以上農業に従事している人 以上の要件を満たす人

■保険料 月2万円~6万7千円の間で保険料が選べ、60歳になる前月まで積み立てられます。

## 編集後記

■今年度から発行回数を年1回から2回へ増やし、掲載内容を農業委員さんや推進委員さんの活動を中心にして、農業委員会の取組を紹介するようにしました。広報委員として12名の委員さんに議論を重ねていただき、これからも農業委員会だよりを通して、農業委員会の取組をお伝えできるよう努めます。(農業委員会事務局 加藤泰平)

## 生産緑地はどう変わる

■お知らせ—都市農地の貸借の円滑化に関する法律  
また、4月から平成31年1月までの利用権集積計画の決定は、約225万7千㎡でした。内、中間管理機構への決定は、約10万2千㎡でした。

しました。